賃金規程

特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構

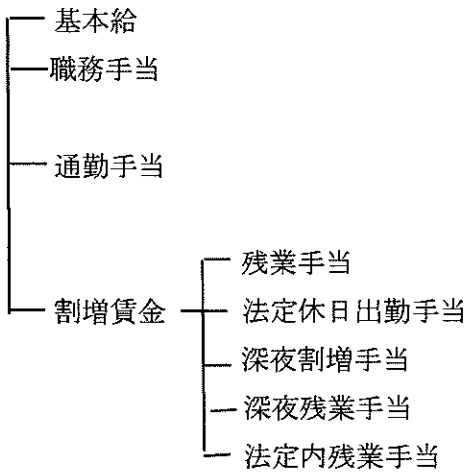
第１章　総則

（適用範囲）

第１条　この規程は、就業規則第65条に基き、従業員の賃金等について定めたものである。

（賃金の構成）

第２条　賃金の構成は次のとおりとする。



（賃金締切日及び支払日）

第３条　賃金は、当月1日から起算し、当月末日に締切って計算し、翌月末日（支払日が休日の場合はその前日）に支払う。

（賃金の計算方法）

第４条　欠勤、遅刻、早退などにより、所定勤務時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給を支給しない。

２　賃金締切期間の中途において入社または退職した者に対する当該締切期間における賃金は、日割りで計算して支給するものとする。

（賃金の支払方法）

第５条　賃金は通貨で直接従業員にその全額を支払う。ただし本人の同意がある場合で、本人が指定する本人名義の口座に振り込む事もできる。

２　前項の規程にかかわらず、次に掲げるものは支払のとき控除する。

(1)　給与所得税

(2)　雇用保険料

(3)　健康保険料（介護保険料・子ども・子育て支援金を含む）
(4)　厚生年金保険料
(5)　住民税
(6)　労使協定により賃金から控除することとしたもの

第２章　基本給

（基本給）
第６条　基本給は月給制、日給制又は時間給とする。
２　月給は1か月の所定労働時間に対して定めたものである。
３　日給は1日の所定労働時間に対して定めたものである。
４　時間給は一時間の所定時間に対して定めたものである。

（基本給の決定）
第７条　基本給は、本人の学歴、能力、経験、技能、作業内容などを勘案して各人ごとに決定する。

第３章　諸手当

（職務手当）
第８条　本人の業務におけるその役割・能力に応じて職務手当を支給する。

（通勤手当）
第９条　通勤手当は公共交通機関を利用する従業員に対しては、1か月定期代相当額を通勤手当として支給する。ただし、通勤の経路及び方法は最も合理的かつ経済的であると会社が認めたものに限ることとし、1か月30,000円を限度として支給する。
２　通勤経路に変更が生じたときは、直ちに、新たな通勤の経路及び方法並びに運賃等を法人に届け出なければならない。
３　職員が、休職、休暇、欠勤、退職その他の事由により、月の初日から末日までの期間のうち通勤が12日以下になるときは、日数に応じて当該月の通勤手当を、日割り支給、または支給しないこととすることができる。
４　通勤手当の支給に過払いがあると認めるときは、法人はその差額を返納させるものとし、過払いを生じさせた事情によっては、就業規則に定める懲戒処分の対象とする。

（法定内残業手当、残業手当、法定休日出勤手当、深夜割増手当、深夜残業手当）

第10条　所定勤務時間を越えて勤務した場合には法定内残業手当、法定勤務時間を超えてまたは法定休日に勤務した場合には残業手当または法定休日出勤手当を、深夜（午後10時から午前5時までの間）において勤務した場合には深夜割増手当、深夜残業手当を、それぞれ次の計算により支給する。

月給

①　法定内残業手当

$$\frac{\text{基本給＋職務手当} \times 1.00}{\text{1か月の平均所定勤務時間}} \times \text{所定外勤務時間数}$$

②　残業手当（60時間以下）

$$\frac{\text{基本給＋職務手当} \times 1.25}{\text{1か月の平均所定勤務時間}} \times \text{時間外勤務時間数}$$

残業手当（60時間超）（令和5年4月以降）

$$\frac{\text{基本給＋職務手当} \times 1.50}{\text{1か月の平均所定勤務時間}} \times \text{時間外勤務時間数}$$

③ 法定休日出勤手当（法定休日に勤務した場合）

$$\frac{\text{基本給＋職務手当} \times 1.35}{\text{1か月の平均所定勤務時間}} \times \text{休日勤務時間数}$$

④ 深夜割増手当

$$\frac{\text{基本給＋職務手当} \times 0.25}{\text{1か月の平均所定勤務時間}} \times \text{深夜勤務時間数}$$

⑤ 深夜残業手当

$$\frac{\text{基本給＋職務手当} \times 1.50}{\text{1か月の平均所定勤務時間}} \times \text{深夜残業時間数}$$

日給

① 法定内残業手当

$$\frac{\text{基本給} \times 1.00}{\text{1日の平均所定勤務時間}} \times \text{所定外勤務時間数}$$

②　残業手当

$$\frac{\text{基本給} \times 1.25}{} \times \text{時間外勤務時間数}$$

1日の平均所定勤務時間

③　法定休日出勤手当（法定休日に勤務した場合）

$$\frac{\text{基本給} \times 1.35}{\text{1日の平均所定勤務時間}} \times \text{休日勤務時間数}$$

④　深夜割増手当

$$\frac{\text{基本給} \times 0.25}{\text{1日の平均所定勤務時間}} \times \text{深夜勤務時間数}$$

時間給

①　法定内残業手当

時間給　×　1.00　×　所定外勤務時間数

②　残業手当

時間給　×　1.25　×　時間外勤務時間数

③　法定休日出勤手当（法定休日に勤務した場合）

時間給　×　1.35　×　休日勤務時間数

④　深夜勤務割増賃金

時間給　×　0.25　×　深夜勤務時間数

2　法定勤務時間を超えて、または法定休日に勤務した時間が深夜に及んだ場合、それぞれ、時間外勤務割増賃金または休日勤務割増賃金と深夜勤務割増賃金を合計した割増賃金を支給する。

（日割計算等）

第11条　賃金の日割又は欠勤の計算方法は次の通りとする。

$$\text{日割賃金} = \frac{\text{基本給＋職務手当}}{\text{該当月の所定勤務日数}}$$

（遅刻等の場合の時間割計算）

第12条　遅刻、早退又は職場離脱をした場合の時間については、1時間当たりの賃金に遅刻、早退及び職場離脱の合計時間数を乗じて得た額を差し引くものとする。

遅刻、早退又は職場離脱をした場合の控除額

$$= \frac{\text{基本給＋職務手当}}{\text{該当月の所定勤務時間数}} \times \text{不就労時間数}$$

（臨時休業の賃金）

第13条　会社の都合により従業員を臨時に休業させる場合には、休業手当として、休業1日につき平均賃金の100分の60を支給する。

（賃金の改訂）

第14条　基本給及び諸手当等の賃金の改定（昇給、降給、現状維持のいずれかとする）については、法人の運営状況及び職員の勤務成績等を勘案して各人ごとに随時決定する。

2　前項のほか、特別に必要があるときは、臨時に賃金の改定を行うことがある。

第４章　賞与

（賞与）

第15条　法人は、法人の運営状況、職員各人の勤務態度、法人への貢献度等を考慮して、原則として年2回、7月と12月の法人が定める日に賞与を支給する。ただし、法人の運営状況等により支給時期を延期し、又は支給しないことがある。

2　前項の賞与の算定対象期間は次のとおりとする。

・7月　前年12月1日から当年5月31日

・12月　当年6月1日から当年11月30日

3　賞与の金額は原則として基本給の1か月分とする。尚、前項の算定対象期間について欠勤・休職のあった期間については賞与支給の対象とせず、その期間分を減額することがある。また職員各人の勤務態度、法人への貢献度等によっても減額することができる。

4　賞与は、支給日当日に法人に在籍し、かつ通常に勤務している者について支払うものとする。

付則

1. この規程は令和8年（2026年）4月１日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聞いて行う。

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 アニメ特撮アーカイブ機構	事業年度	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日

1　**資金に関する事項**［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	210,000 円
賛助会員受取会費	18,466,000 円
受取寄付金	11,009,637 円
アニメーション及び特撮に関する映像作品及び設定、原画、美術背景並びにプロップ等、制作過程において制作された各種素材(中間制作物)等のアーカイブ(いわゆるデジタルアーカイブを含む。以下、単にアーカイブという場合についても同様とする。)の構築及び修復・維持運営収益	52,850,000 円
前各号記載のアーカイブの構築及び修復・維持運営、利活用等を通じた人材育成や文化と経済の両面における社会的価値への理解と関心の涵養、調査研究・政策提言及び社会的支援の獲得を目的とした各種活動収益	41,019,308 円
受取利息	179,053 円
雑収益	633,790 円
合計	124,367,788 円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
該当なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3)　その他

該当なし

促進法施行規則第 32 条第１項各号に対応しています。以下同じです。

2　**取引の内容に関する事項**［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		51,580,000 円	資料整理及び調査／資料保存保管業務／管理業務等（内未収金 23,980,000 円）
		18,301,028 円	アニメーション・特撮関連資料の整理・保存調査／中間生成物保存活用検討委員会委員会議出席等（内未収金 18,157,460 円）
		9,608,753 円	寄附金／資料保管協力費／委託販売売等（内未収金 60,000 円）
		6,843,500 円	企画関連稼働費／監修、協力費／委託販売売上等
		5,000,000 円	法人賛助会員会費

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		8,070,000 円	展示会全体管理費／展示会作業監修費／書籍編集協力費／倉庫管理／指導料等（内未払金 320,000 円）
		6,345,000 円	保管庫家賃／保管庫 6 階更新料
		4,957,200 円	顧問報酬／著作物利用許諾料／文化庁・メディア芸術事業監修（内未払金 51,000 円）
		4,800,000 円	出向料（内未払金 400,000 円）
		4,181,604 円	保管庫賃料／保管庫光熱費（内未払金 75,000 円）

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格（税抜）	その他の取引条件等
[redacted]		複製絵画３点「真実と正義と美の化身」「MJ とレイブン」「爆煙と MJ」	2025/12/31	1,400,000 円	一般向けに同額で販売

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
該当なし				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙①による				円	
				円	
				円	

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏名	寄附金額	受領年月日
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
[redacted]			給与	2025/4/1～2026/3/31	[redacted]
			給与	2025/4/1～2026/3/31	

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2025 年　4 月　1 日　～　2026 年　3 月　31 日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
8 人	16,033,022 円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
該当なし			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実施日	使途	金額
該当なし		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円

別紙①

支払

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額(円)	その他の取引条件等
[redacted]	[redacted]	顧問報酬	2025.4～2026.3	600,000	請求書による 月50,000円×12
		書籍委託販売分	2025.3.15～2025.3.31	933,900	請求書による
		書籍委託販売分	2025.7.27	11,000	請求書による
		書籍委託販売分	2025.7.19～2025.8.3	475,200	請求書による
		書籍委託販売分	2026.11.1	9,900	請求書による
		書籍委託販売分	2026.1.2～2026.1.13	171,600	請求書による
		書籍委託販売分	2025.11.14～2026.1.12	224,400	請求書による
		書籍委託販売分	2026.2.8	40,700	請求書による
		インタビュー収録稼働費	2026.2.5	40,000	請求書による
		会談	2025.8.4	20,000	請求書による
		令和7年度メディア芸術連携基盤等整備推進事業等(第二期)	2025.5.2～2026.2.28	1,363,419	請求書による
		「アニメーション・特撮関連資料の整理・保存調査」に関する業務管理協力	2026.1.15～2026.3.16	500,000	請求書による
		税理士顧問報酬	2025.4～2026.3	900,000	請求書による 月50,000円×11 月350,000円×1
		資料収集整理作業	2025.4～2026.3	2,530,000	請求書による 月額220,000円×11 月額110,000円×1
		技術指導料	2025.4～2026.3	1,150,000	請求書による 月額100,000円×11 月額50,000円×1
		監修費	2024.9～2025.3	1,000,000	請求書による
		編集協力費	2025.1～2025.8.28	150,000	請求書による
		監修費	2025.4～2025.7	90,000	請求書による
		監修費	2025.11～2026.1	150,000	請求書による

別紙①

監修費	2025.1～2026.1	500,000	請求書による
作業監修費	2025.1～2026.3	600,000	請求書による
「アニメーション・特撮関連資料の整理・保存調査」に関する全体管理、作業監修、指導として	2026.1.15～2026.3.23	1,900,000	請求書による
インタビュー収録稼働費	2026.2.5	40,000	請求書による
資料整理業務(総合管理監修費)	2026.1.9	100,000	請求書による
書籍委託販売分	2025.7.27	85,500	請求書による
企画、商品開発、会場設営等への監修と協力	2025.10～2026.1	100,000	請求書による
アニメーション・特撮関連資料の整理・保存調査／アニメーション制作及び製作資料の内容把握等調査の整理作業	2026.1.15～2026.3.16	1,200,000	請求書による
保管庫使用料	2025.4～2026.3	1,614,552	請求書による 月134,546円×12
事務作業等	2025.8.1～2026.3.31	380,525	請求書による
保管庫使用料	2025.4～2026.3	3,229,080	賃貸契約による 月269,090円×12
保管庫光熱費	2025.4～2026.3	900,000	賃貸契約による 月75,000円×12
オーラルヒストリー・インタビュー実施	2025.4.25 2025.5.30 2025.7.4 2025.8.1 025.8.29 2025.9.26 2025.10.23 2025.12.5	200,000	請求書による 25,000/回
会談	2025.8.4	20,000	請求書による
給与負担金	2025.4～2026.3	4,800,000	請求書による 月400,000円×12
顧問報酬	2025.4～2026.3	1,200,000	請求書による 月100,000円×12

別紙①

受け取り

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額(円)	その他の取引条件等
[redacted]		書籍委託販売手数料	2025.3.15～2025.3.31	106,500	販売報告書による
		書籍委託販売手数料	2025.7.27	5,000	販売報告書による
		書籍委託販売手数料	2025.7.19～2025.8.3	54,000	販売報告書による
		書籍委託販売手数料	2026.11.1	4,500	販売報告書による
		書籍販売手数料	2026.1.2～2026.1.13	19,500	販売報告書による
		書籍委託販売手数料	2025.11.14～2026.1.12	56,100	販売報告書による
		書籍委託販売手数料	2026.2.8	18,500	販売報告書による
		管理料	2025.5.2～2026.3.16	340,854	請求書による
		監修・資料貸し出し	2025.7.26～2025.8.31	100,000	請求書による
		商品サンプル資料保管協力 2025年4月～2025年9月	2025.4～2025.9	1,500,000	請求書による
		アニメ特撮関係の資料の整理及び調査／保存及び保管　2025年4月～2025年9月	2025.4～2025.9	23,280,000	請求書による
		商品サンプル資料保管協力 2025年10月～2026年3月	2025.10～2026.3	1,500,000	請求書による 月250,000円×6
		アニメ特撮関係の資料の整理及び調査／保存及び保管　2025年10月～2026年3月	2025.10～2026.3	23,280,000	請求書による
		複製絵画3点販売(送料含む)	2026.1.31	1,470,000	請求書による
		編集協力費	2025.1～2025.8.28	450,000	請求書による
		インタビューテープ起こし	2025.9.19～2025.9.25	50,000	請求書による
		資料保管協力費	2025.4～2026.3	720,000	請求書による 月60,000円×12
		グッズ委託販売費	2025.4 2025.5.2～2025.5.18 2025.10.4～2025.10.19 2026.1.2～2026.1.13	424,212	請求書による

書式第７号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄
3　運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1)　役員及びその親族等 (2)　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	２０２５年４月１日～ ２０２６年３月３１日	８人	０人	０％	２人	２５％
ⓑ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	％	人	％
申請時		人	人	％	人	％

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 (無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条･５１条･５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人 アニメ特撮アーカイブ機構	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		８人	人	人	人	人	人	人
(1)　最も人数が多い「親族等」のグループの人数		０人	人	人	人	人	人	人
(2)　最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		２人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況							
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	辞任	就任・退任年月日
庵野 秀明	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成 29 (2017) 年 6 月 9 日就任
中谷 達也 (氷川竜介)		理事		○							平成 29 (2017) 年 6 月 9 日就任
樋口 真司 (樋口真嗣)		理事		○							平成 29 (2017) 年 6 月 9 日就任
桶田 大介		監事		○							平成 29 (2017) 年 6 月 9 日就任
浅沼 誠		理事		○							令和 6 (2024) 年 1 月 25 日就任
岩上 敦宏		理事		○							令和 6 (2024) 年 1 月 25 日就任
髙橋 望		理事		○							令和 6 (2024) 年 1 月 25 日就任
三池 敏夫		理事		○							令和 6 (2024) 年 1 月 25 日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第９号（法第４４条･５１条･５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構		
伝　票　又　は 帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王 22NPO 法人スタイル)使用 ルーズリーフ	月１回	７年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王 22NPO 法人スタイル)使用 ルーズリーフ	月１回	７年
現金出納帳	Google スプレッドシート使用 ルーズリーフ	都度	７年
給与台帳	会計ソフト(社労法務システム for クラウド)使用 ルーズリーフ	月１回	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週１回」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄
4　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０％以上であること ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０％以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		✓

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✓

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	(する)	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　㊟無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条･５１条･５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人アニメ特撮アーカイブ機構	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✓

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等 (注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有 ・ (無)
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 ・ (無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有 ・ (無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有 ・ (無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)